

# ISSB公開草案の概要(4) S2基準案「ガバナンス、リスク管理」

2022年5月

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、設立後初めての公開草案を公表しました。（**コメント期限：2022年7月29日**）
- ❖ 本資料は、以下の公開草案に関して、**S2基準案のコア・コンテンツのうち、ガバナンス、リスク管理**をご説明することを目的としています。
  - ▶ ISSB公開草案  
「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」  
（S1基準案）
  - ▶ ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」 （S2基準案）

2021年11月3日及び2022年3月31日にIFRS財団から公表された以下の資料をSSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています。

- General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype
- Climate-related Disclosure Prototype
- [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- [Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures
- Comparison [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information and [draft] IFRS S2 Climate-related Disclosure with the Technical Readiness Working Group prototypes

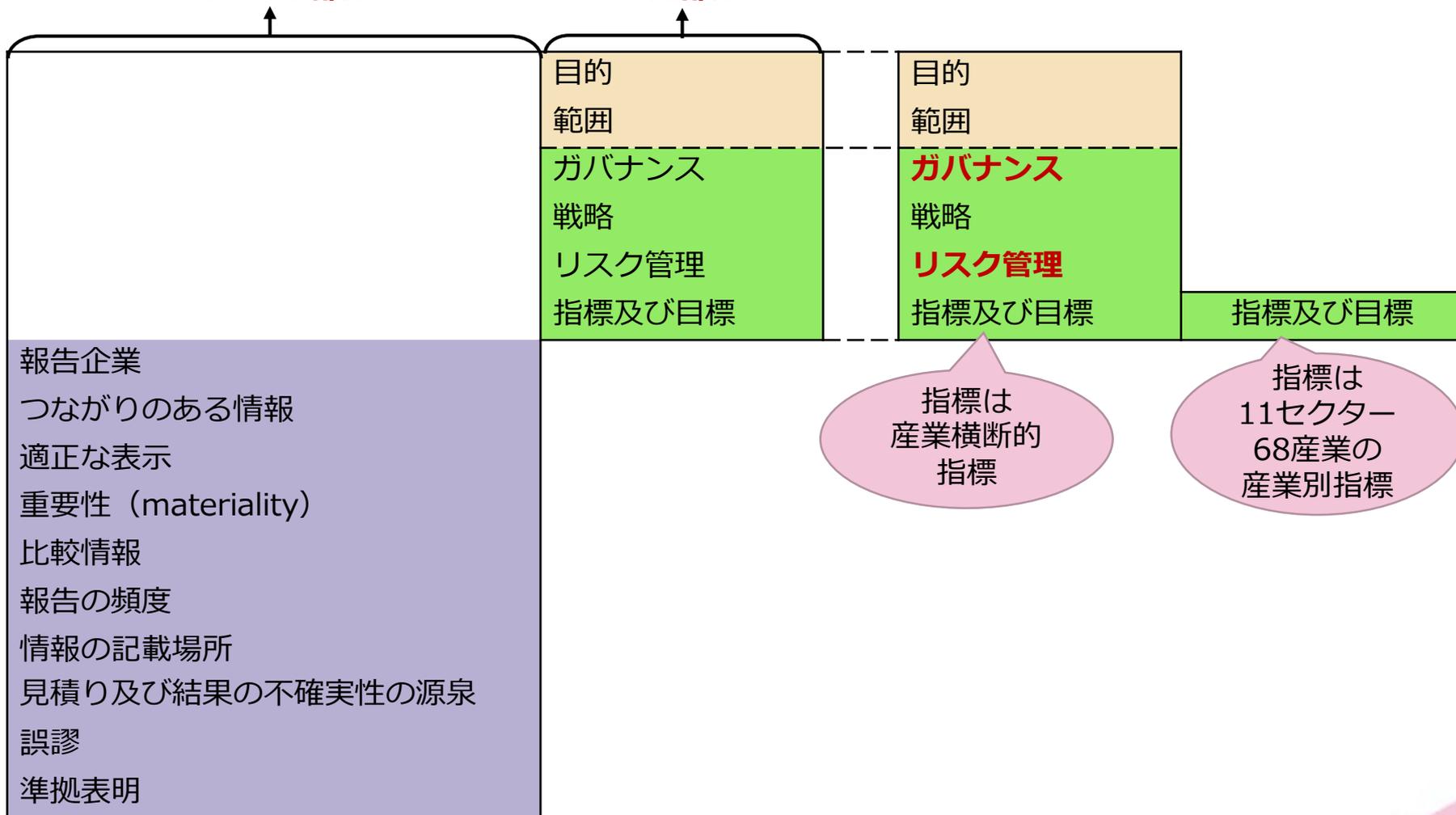
# S1基準案とS2基準案の関係

## S1基準案

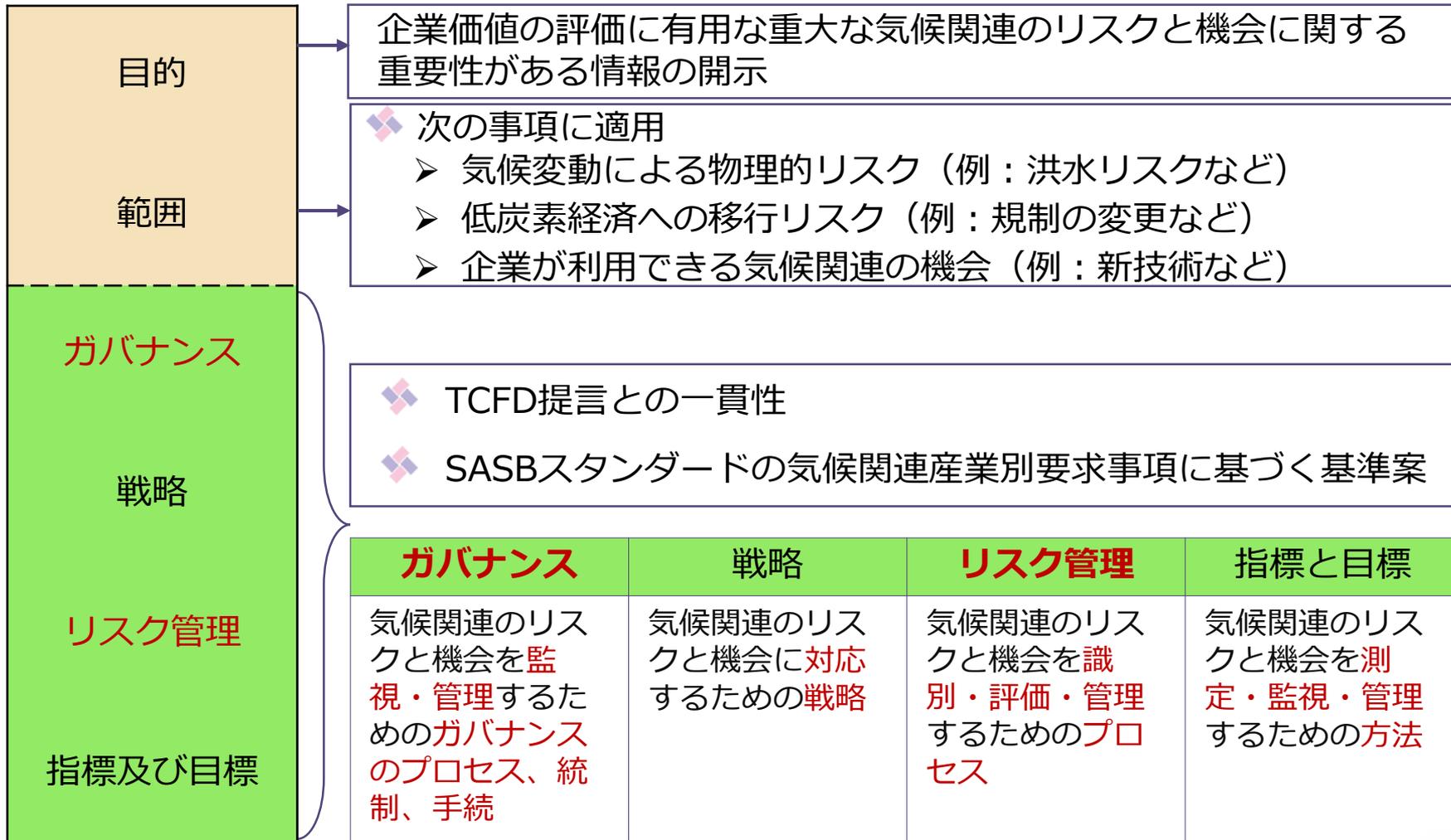
## S2基準案本文

## S2基準案付録B

- ① 開示の基本事項（全般的な特徴）  
② テンプレートとなる共通部分



## S2基準案本文



## 開示目的

一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続を理解できるようにする

- ❖ 気候関連のリスク及び機会を監督するガバナンス組織（ボード、委員会等）に関する情報を開示
- ❖ 7つの具体的な開示を要求（ガバナンス組織や経営者の役割等。次頁参照）

## 開示要求

1. 監督機関又はその構成員の**特定**
2. その機関の気候関連のリスク及び機会に関する責任が、**企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているか**
3. 戦略を監督するためのスキル及びコンピテンシーを有する**人材を確保する方法**
4. 監督機関が**情報を得るプロセス及び頻度**
5. 戦略、主要な取引に係る意思決定及び**リスク管理方針の監督**にあたり、気候関連のリスク及び機会を考慮する方法
6. 気候関連のリスク及び機会に関する**目標設定を監督し、目標の進捗をモニタリング**する方法
7. 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における**経営者の役割**（専用の統制及び手続があるのか、ある場合には**他の内部機能とどのように統合されているのか**に関する情報を含む）

※重複した開示は不要

# S2基準案の概要 ガバナンス

TCFD提言の推奨される開示	気候関連開示の公開草案（S2基準案）
気候関連のリスク及び機会に関する組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続を理解する
<b>推奨される開示 a)</b> 気候関連のリスク及び機会についての、ボードによる監督体制について記述する	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 公開草案は、ガバナンスについてのTCFD提言と整合している</li><li>❖ しかし、公開草案は、以下を含め<b>ガバナンスに関する追加的な情報の開示</b>を要求する</li></ul>
<b>推奨される開示 b)</b> 気候関連のリスク及び機会を評価及び管理する上での経営者の役割について記述する	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を有する<b>機関又はその構成員の特定</b></li><li>▶ 気候関連のリスク及び機会に対する<b>当該機関の責任が企業の付託事項、ボードの義務及び他の関連する方針にどのように反映されているのか</b></li><li>▶ 気候関連のリスクおよび機会に対応するために、<b>適切なスキル及びコンピテンシーを利用可能にすることを、当該機関はどのようにして確実にしているか</b></li><li>▶ 気候関連のリスクおよび機会の管理に<b>専用の統制及び手続が適用されているのかどうか</b>、並びに、適用されている場合には、それらが他の内部機能とどのように統合されているのか<b>に関する情報</b></li></ul>

## 開示目的

気候関連の**リスク及び機会を識別、評価及び管理**する単一又は複数の**プロセス**を理解できるようにしなければならない

- ❖ 気候関連のリスク及び機会の管理に用いている**プロセス**に関する情報を開示
- ❖ **6つ**の具体的な開示を要求（識別プロセスや統合状況等。次頁参照）

## 開示要求

1. 気候関連のリスク及び機会を識別するためのプロセス
2. リスク管理目的で、リスクを識別、評価、管理するためのプロセス
  - ▶ リスクに関連した発生可能性及び影響の評価方法
  - ▶ リスクの優先順位付けの方法（リスク評価ツールの使用を含む）
  - ▶ インプットパラメータ（データソース、対象事業の範囲、使用する仮定など）
  - ▶ 過去の報告期間と比較して使用されたプロセスが変更されたかどうか
3. 気候関連の機会を識別、評価、優先順位付けするためのプロセス
4. 気候関連のリスク及び機会（関連する方針を含む）をモニタリング及び管理するためのプロセス
5. 気候関連のリスクを識別、評価及び管理するためのプロセスと、企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況
6. 気候関連の機会を識別、評価及び管理するためのプロセスと、企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況

気候関連のリスクを他のサステナビリティ関連のリスクと統合して管理している場合、リスク管理に関して統合した開示を行う（重複した開示は不要）

TCFD提言の推奨される開示	気候関連開示の公開草案 (S2基準案)
<p>どのように組織が気候関連のリスクを識別、評価及び管理するのを開示する</p>	<p>気候関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解する</p>
<p><b>推奨される開示 a)</b> 組織が気候関連のリスクを識別及び評価するプロセスについて記述する</p>	<p>❖ 公開草案 (第17項(a)から(c)) は、TCFDの推奨される開示a) と整合しているが、<b>以下の追加がある</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機会の識別及び優先順位付けに使用したプロセスを含める</li> <li>▶ リスクの識別に使用する<b>インプットパラメータ</b> (例えば、データソース、対象となる事業の範囲及び仮定に用いられる詳細)</li> <li>▶ 過去の報告期間と比較して、使用した<b>プロセスを変更したか</b></li> </ul>
<p><b>推奨される開示 b)</b> 組織が気候関連のリスクを管理するプロセスについて記述する</p>	<p>公開草案 (第17項(d)) は、TCFDの推奨される開示b)と整合している</p>
<p><b>推奨される開示 c)</b> 組織が気候関連のリスクを識別、評価及び管理するためのプロセスが、当該組織の全体的なリスク管理とどのように統合されているかについて記述する</p>	<p>公開草案 (第17項(e)) は、TCFDの推奨される開示b)と整合している</p>

